

京都大学附属図書館資料収集方針

(平成 25 年 12 月 12 日 附属図書館運営委員会承認)

(令和 3 年 6 月 14 日 附属図書館長裁定一部改正)

(趣旨)

1. この方針は、京都大学附属図書館（以下、「附属図書館」という。）の図書館資料（以下、「資料」という。）の整備のための収集について必要な事項を定める。

(収集の目的)

2. 附属図書館は、本学の「対話を根幹とした自学自習」の理念を踏まえつつ、部局図書館・室の資料所蔵状況と調和を図りながら、京都大学図書館機構将来構想（2020 年 2 月）にいう「総合図書館」として教育研究の基盤となる資料を収集・整備することを目的とする。

(収集の原則)

3. 附属図書館は、第 2 項の目的を達成するために必要な資料として、新刊図書を中心に、以下のとおり収集することを原則とする。
 - (1) 学問の各分野における学習及び研究の基礎となる資料を収集する。
 - (2) 学問の各分野における最新の知見を紹介した資料を収集する。
 - (3) 学際領域の資料を収集する。
 - (4) 参考図書を収集する。
 - (5) 留学生用図書を収集する。
 - (6) 雑誌・新聞を収集する。
 - (7) 郷土資料である京都関係資料、人権関係資料、その他、学生の学習、教養の涵養に資すると考えられる資料を収集する。
 - (8) 収集に際しては、図書館機構を構成する各図書館室の所蔵状況を勘案の上、全学的な視点から収集する。
 - (9) 学問の各分野のバランスを図り、資料を収集する。

(収集の範囲)

4. 収集する資料は、その方法を問わず附属図書館が利用者に提供可能な文字、図画、映像、音声等の情報を、その範囲とする。

(収集の方法)

5. 収集の方法は、購入、寄贈およびその他の手段によるものとする。

(収集の基準および選定手順)

6. 収集の基準およびその具体的な選定手順は、京都大学附属図書館選書専門委員会（以下、「選書専門委員会」という。）が別に定める。

(収集の計画)

7. 収集の計画の策定は、年度ごとに選書専門委員会が行う。

附 則

この方針は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 6 月 14 日に施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。